

第二回國會議員會議錄第十八号

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 松本 洋造君

理事 水谷 昇君 理事 高津 正道君

理事 西山富佐太君

理事 圓谷 光衛君 松本 弘君

理事 田淵 実夫君 野老 誠君

理事 松本 七郎君 伊藤 恭一君

理事 久保 猛夫君 武田 キヨ君

理事 黒岩 重治君 平川 篤雄君

理事 織田 正信君

出席政府委員

文部事務官 岩木 哲夫君

文部事務官 稲田 清助君

委員外の出席者

専門調査員 宇野 圓空君

六月二十五日

地方教育委員会法案の修正に関する陳情書外三十件(福島縣教職員組合若松支部長本間已利外七百七十七名)(第八四四号)

地方教育委員会法案の修正に関する陳情書外四十件(岡山縣議會議長友保知外六百七十七名)(第八九五号)

地方教育委員会法案の修正に関する陳情書外二十件(福岡縣朝倉郡夜須村長金子市郎外八百八十名)(第九〇五号)

都立新制高等学校を特別区教育委員会に移管反対の陳情書(東京都立第三新制高等学校代表森岡庸行外二十五名)(第九一三三号)

六・三制完全実施に関する陳情書

(第二十二回東北北海道各市議會議長会弘前市議會議長神山隆文)(第九二八号)

学校建築費補助の適正化に関する陳情書(第二十二回東北北海道各市議會議長会弘前市議會議長神山隆文)(第九三二二号)

地方教育委員会法案の修正に関する陳情書外十五件(福島縣津波労働組合協議会外七百六十名)(第九四四号)

教育の復興に関する陳情書(中央教育復興會議結成大代表荒木正三郎)(第九五〇号)

六・三制完全実施に関する陳情書外一件(山梨縣北巨摩郡町民代表山梨縣教職員組合北巨摩支部執行委員長北巨摩郡教育会長向井一郎外五千七百七十七名)(第七五六号)

香川大学に四年制学藝部設置の陳情書(香川縣丸龜郡學校野口昌孝外十萬三千五百名)(第九五七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

教科書の発行に関する臨時措置法案(内閣提出)(第一〇一〇号)

(筆記)

○松本委員長 開會を宣告した。

教科書の発行に関する臨時措置法案を議題とし、すでにこの法案に関する概括的な質疑を終了しているのを、今後の審査方針について語った。

決定した旨を述べ、第一條朗読。

○高津委員 本法案の成立について、教科用図書委員会との関係について伺いたい。

○稲田政府委員 五月六日に教科用図書委員会より答申があつて、教科用図書の展示会、その他この法案に規定するような内容が述べられたのであるが、その中で法的性格を持つてゐる部分について立法化したものである。しかしながらこの法律案そのものは、諸種の事情により教科用図書委員会にける余裕がなかつたので、そのまま國會に提出するのほかなかつた。

○高津委員 日本學術會議法案を作るときは、學術體制刷新委員會に諮問し、その答申をそのまま立法化したというくらいに民主的にやり、また教育基本法の場合も同様であつた。しかるにこの法案に關しては、教科用図書委員会の要綱のみの建議に基いて、法案を作つたというのは、おかしいではないか。

○稲田政府委員 この委員會の性格上、大綱だけをきめてもらひ、それを文部大臣の責任において法文化するほかない状態であつた。

○高津委員 文部大臣の責任において行うという認定の根拠は如何。

○稲田政府委員 教科用図書委員會は、制度の根本的考え方について調査審議し、答申するものであり、文部大臣は行政に対する直接の責任を有しておるので、文部大臣の責任において行うというのは正当であると思ふ。

○高津委員 教科書の発行については、第一回國會における文教委員會の學校教科書に関する小委員會において、地方の業者の能力を利用し、地方文化の向上と産業の開拓に資するため、教科書の印刷発行の地方委譲を決議したのであるが、今日の程度になされてゐるのであるか、伺いたい。

○稲田政府委員 中央及び地方の業者間の申合せにより、二十三年度は第一次印刷計画と第二次印刷計画を立て、第一次計画においては、總量の二〇%を、第二次印刷計画においては同じく四〇%を、それぞれ地方に委譲した。そして小学校の教科書においては三月、中学校の教科書においては四月、大体予定通り実行され、全体的に見ると、教科書の使用に差支へはないものと思はれる。

○高津委員 地方に委譲したのは全体でどのくらいか、その部数を伺いたい。

○稲田政府委員 後刻調査の上申し上げたい。

○野老委員 昨日の教育委員會法案の審議の際、教育委員會が無報酬であることはその実権が事務局に移るのではないかと委員の質問に対し、岩木政務次官は、さうなことはないと言われたが、教科用図書委員會は、今日まで一回も開かれていない状況から見ると、この教科用図書委員會は何ら実質的な活動が行われないのではないか。

○岩木政府委員 教育委員會の委員には報酬は支拂われないが、職務遂行の必要な程度において実費弁償がなされるのであり、毎月一回定例会を、また臨時会はしばしば開かれるのであるから「実費」を廣義に解釈して、事実上は歳費に相当するものを支給すること、を、文部省としては希望してゐる。これに對してかかることは不明瞭であるとの意見もあつたが、それについては昨日説明した通り、相當慎重に論議と研究をした結果、このような結論になつたのである。しかるに教科用図書委員會は、年に四回しか開かないというものは活動ができるかという御意見のようであるが、教科書は毎月変更されるものではなく、そうしばしば開く必要はないと思はれる。

○野老委員 教科用図書委員會の目的は、教科書を作ることにある。にもかかわらず、予算その他の末梢的な事務によつて委員會が開かれなかつたことは遺憾である。

○稲田政府委員 教科用図書委員會は、その他檢定制度及びそれと関連する廣汎な事項にわたり答申せられた。そしてこの法案の目的とするところは、その答申に現れた教科書の発行に関する現定であり、それ以外の答申事項についても、それを輕んずる意思は毛頭ない。

○圓谷委員 第一條に「この法律は、現在の經濟事情にかんがみ云々とあるが、經濟事情が好轉すれば何か別の方法をとると思はれるがどうか。また政府は七月から急いで施行するつもりらしいが、それは經濟事情のほかに何か

理由があるのか。

○稲田政府委員 以前は各発行者が、見本を各学校に送って自由に取引したのであるが、用紙不足の今日においては用紙の調節がつかないの、やむを得ずこのような手段を取らざるを得なくなつたものである。また検定の申込みをすでに受けていたもので、來年度に間に合わせるためには、どうしてもこの審議を急いでいただきたいのである。

○岡谷委員 文部省発行の「教科書発行に関する新制度の解説」というのを讀むと、非常にむずかしい、來年の四月にはとても間に合わないのではないかと。

○稲田政府委員 すでに四百種も受けており、調査の方にまわしてある。順調に行けば、相當数が展示会に出品されることになるであらう。

○岡谷委員 定價が従来より高くなるのではないかと。

○稲田政府委員 今までは國定教科書ただ一種であつたので、非常に廉價であつたが、今後はいくらか高くなるのではないかと思はれる。

○岡谷委員 その場合相當の高價なものも認可することになるのか。

○稲田政府委員 價格算定基準によつて文部大臣が價格を決定するのであるが、無理のない程度で認可するはずである。

○伊藤委員 價格が適正であることが一番重要である。今後の教科書は、種々の事情で高くなるのは當然であるが、学徒、父兄に影響は大であるから極力低廉なものにしたい。教科書の配給は地方々々で行うのか。それとも公園のごときものを設けるのか。

て文部省で統制をするのか。

○稲田政府委員 價格は十分に適正を期したい。配給方法は各発行者で自由に行うが、最後まで責任はとつてもらふ。ただその点に關しては今なお研究中である。あるいは公園をやつてもらふことになるかもしれない。

○野老委員 價格の点であるが、國定教科書が廉價であるために、民間の檢定教科書では太刀打ができないのではないかと。また算定基準が苛酷である場合、業者が経営難に陥り發行ができなくなり、かえつて國定教科書のみが行われるようなことになりはしないか。

○稲田政府委員 展示会で選定するとき、價格は決定できない状態であらうから内容本位で採用することになり、必ずしも國定のみが行われることはないうと思ふ。算定基準は、苛酷ならぬように注意したい。

○田淵委員 用紙の配當は、基準に従うので不當なことは行われないだらうが、問題は破損を見越して、何パーセントかの増配を行うということにある。これが業者の不正の根源である。自分の経験によつても、また先般の教科書の回収のときの問題にしても同様である。

○稲田政府委員 破損見込みの二%の中の五%の破れしか出ないものである。従つて大量の用紙が残ることになる。この点をどう考へていられるか、十分考慮してもらいたい。

○稲田政府委員 現在全体の五%の破れを見込んでゐる。價格では三・五%である。少し厳しすぎると思ふが……。

○松本(七)委員 將來國定教科書を廃止するという考へがあるか。

○稲田政府委員 檢定制度を實施した

以上は、その教科については新しい國定の教科書の編纂はやらなかつてもりである。さしたあたりは、今までの國定は檢定と並行して行われ、その選定は先生に任せることになる。

○松本(七)委員 檢定制の弊害防止策として、どういうことを考へてゐるのか。

○稲田政府委員 檢定制の弊害の大きなものとして、買込み競争があるが、これは目録送付、見本展示会、供給の責任を各発行者に持たせること及び價格の文部大臣認可等によつて、大體防止できると思つてゐる。

○松本委員 第一條には需要供給に對する規定はあるが、教科書編纂の規定が出ていないようである。これはどのようにするつもりであるか。

○稲田政府委員 学校教育法を基準としてやることになつてゐる。

○松本委員 教育委員会法ができたば、これとの關係はどうなるのか。

○稲田政府委員 檢定の権限は、教育委員会法第五十條に規定してあるが、同時に附則第九十條に用紙割當のことが定められてゐる。

○高津委員 教科書見本展示会に展示される教科書の定價がきまらないといふことは、教科書の選択に困ることになりはしないか。

○稲田政府委員 現在の用紙事情から見て、見本展示会から半年後に實際發行といふことになるので、その予測は困難であり、遺憾ながら定價を附さないで展示するのはやむを得ない。

量あると思はれる國定教科書の發行を、今までの中央の業者にのみやらせないで、さらに多く地方に委譲させれば、より能率が上がるのではないかと。

○稲田政府委員 それは見本展示会をやつた後の問題であると思ふが、種々教科用図書委員会の意見とにらみ合せて検討したい。

○田淵委員 見本展示会に於て、教員は、その見本を十分に検討する時間的な余裕があるか。

○稲田政府委員 なるべく多数の見本を用意して、思存分先生方に見てもらいたいのであるが、ただいまのところでは、やはり一冊のものを多くの先生方に見てもらふより仕方ないと思ふ。展示会の期間も來年度からはつと長くやりたいと考へてゐる。

○高津委員 第八條では、文部大臣はどの本屋に印刷させるか、その場合契約は入札によるのか、適當な資格あるものだけにやらせるのか、その点不明だが、それは省令で規定するの。

○稲田政府委員 檢定本は、文部大臣がその本の發行者に發行の指示をするが、國定はだれにやらせるか今のところきまつていない。

○松本(七)委員 見本展示会に出品しない、目録のみで教科書の選択をすることになると、買込み競争等で弊害を生じはしないか。

○稲田政府委員 從來は文部省で統制をしないで、各業者が勝手に目録を作つて買込みをやつていたので、そういうこともあつたであらうが、この法案に規定したような方法で目録を作ることになれば弊害は除去されると思ふ。

○松本委員 第二條明瞭。
〔質疑なし〕

○松本委員 第三條明瞭。

○高津委員 社会科の教科書に「マサオノタビ」というのがあるが、「マサオノタビ教科書」というのはおかしいと思ふ。

○稲田政府委員 「マサオノタビ教科書」というふうに「教科書の文字を入れたのではなく、表紙のいづれかの部分にうたつてあればよいのであつて、表紙のデザイン等は自由にしてよいと考へる。

○松本委員 第四條明瞭。
○岡谷委員 發行者は一度權定をつた教科書についても、毎年その書目を文部大臣に届け出るのか。

○稲田政府委員 その通りである。
○松本委員 第五條明瞭。
〔質疑なし〕

○松本委員 第六條明瞭。
〔質疑なし〕
○松本委員 第七條明瞭。
○高津委員 教科書の需要数を報告するといふのは、何科の本が何冊要するといふことを報告する意味か。

○稲田政府委員 そうである。
○松本委員 第八條明瞭。
○高津委員 現在國定教科書の数は非常に多い、そして当分の間は消滅しないであらう。この場合、文部省に著作権があるといふので、どの出版者とも自由に契約していいとなると、困つたことが起きると思ふ。發行、配給も一應公團に持つていくか、入札するかしてもらいたい。

○稲田政府委員 實際問題として重要なことであるから、これが実施については慎重にしたいと思ふ。
○高津委員 この点については、教科用図書委員会とか、文部委員会の意見

も取入れて行うのか。

○稲田政府委員 たいま慎重に審議中であるので、近々何らかの決定がなされると思う。

○黒岩委員 第四條ないし第八條について質問がある。第四條には書目の届出、第五條には教科書展示会、第六條には目録の作成の規定があるが、第六條第三項には、教科書の見本を展示会に出品することができるとなつてゐるが、目録さえ送れば展示会に見本は出さなくてもよろしい。それでは業者と学校との直接交渉が行われることになり、そこに不正なことが起りはしないか。

○稲田政府委員 教科書の目録が正であつて、見本は副である。たとえば前年見本を出しておいたものは、再び出さなくても何ら差支へは起らないと思う。

○黒岩委員 私はむしろ正副は反対にすべきだとの考えを持つてゐる。最初に行う見本展示会においては、目録にあるすべての教科書の見本が出品されなければ、選択は困難であると思う。また業者が見本を出品しないで直接に学校へ持つてまわることになれば、その弊害は大きなものがあるのではないか。

○稲田政府委員 見本展示会に出品した方が経費の点からも便利なのであるから、業者としてもむしろ展示会を選ぶと思う。

○高津委員 黒岩さんはよい所を働いた。

○稲田政府委員 用紙を出してもらつた以上、業者としては当然見本を出品せねばならぬと思う。

○高津委員 勿論展示会にも出品する

だろう。しかし、そのほかに直接学校へ見本を持ちまわることになりはしないか。

○稲田政府委員 そういうこともあるかもしれない。しかしながら定価に關しては、文部大臣の認可ということもあるもので、それによつて制約されることになり、弊害は起らないと思う。

○田淵委員 業者は実に頭がいいから、一度検定されたものは、半永久的に引継がれることになるだらうということを見越して、営利的に立ちまわることには十分に考えられる。

○稲田政府委員 最小限度において業者を強制して見本を告示させ、弊害を極力回避したい。

○圓谷委員 あまり心配過ぎて統制が強すぎることもまたどうかと思われるが、紙が足りないといつていながら、市場には下らない本が何百種と出ている。こんな紙はどんなルートによつてゐるのか。

○岩本政府委員 用紙は、用紙割当委員会においてその割当をきめてゐる。その他に特定の紙が相当に出ているので、あるいは多小の不正が行われてゐるかも知れない。

○田淵委員 仙花紙は統制外であつていくらかも出ている。

○野老委員 教育委員会法案と、この法案とはどんな關係があるのか。

○稲田政府委員 この法案が先に上程されたので、委員会法案で訂正ということになる。

○伊藤（義）委員 教科書の選定は教育者が行うことになつてゐるのに、教育委員会法案には教育委員会が決定するというふうになつてゐる。そうなるら一体どうしたらよいのか。

○稲田政府委員 その選択は教員によつて行われ得るはずである。

○松本委員長 散会を宣告した。
午後十二時二十四分散会

昭和二十三年九月二十七日印刷

昭和二十三年九月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局